

令和 7 年度
かめおか地域産業イノベーション支援事業
【企業の人材育成と人材教育事業】
募 集 要 領

* 申請受付期間 * 令和 7 年 5 月 7 日（水）～ 令和 7 年 6 月 13 日（金）

亀 岡 商 工 会 議 所

1 事業目的

本事業は、亀岡市内に事業所を有する製造業等の人材確保につなげるため、自社内及び社外へ研修会や勉強会等への派遣及び専門技術講習会等への参加を推進するなど、次代を担う人材の育成を図るために経費を要する場合に、亀岡商工会議所（以下「会議所」という。）が経費の一部を助成することにより、人材確保と人材教育によるスキルアップを支援することを目的とする。

2 助成対象期間

助成金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として助成金の交付決定日から令和8年3月10日(火)までです。

※ 助成金交付決定前に事業着手（契約行為、発注等）をする場合は、事前着手届の提出が必要です。

※ 助成対象経費の支払い、かつ実績報告書の提出は、令和8年3月10日(火)までに完了することが必要です。

3 助成対象事業

助成対象事業は、「1 事業目的」に沿って、実施される事業です。

＜対象事業の例＞

- ・企業の技術者、エンジニア等を対象とする人材育成と人材教育事業
（講師専門家への謝金・旅費、研修費、調査研究費等）

4 対象事業者

本事業は、亀岡市内に事業所等を有する製造業等（主たる事業として製造業を営む場合のほか、製造業を兼業する場合を含みます）の中小企業者またはグループが対象です。

※中小企業者として、本補助事業の対象となる会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※ 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注) 次のいずれかに該当するときは対象となりません。

- ア 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、会議所が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

5 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費として、申請事業以外の業務と明確に区分できるものです。※消費税抜き計算で計上してください。

＜助成対象となるもの＞

- ① 講師（専門家）への謝金・旅費
- ② 研修費（受講料等）
- ③ 調査研究費 等

＜助成対象とならないもの＞

人件費（給与等）、旅費、借入金及び支払利息、公租公課（消費税等）、振込手数料、代引き手数料、飲食・接待費等

※ 内容によっては対象外となるものもありますので、会議所へ事前にご確認ください。

6 助成率等

(2) 限度額 15万円 ※ 交付額は、千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

7 審査及び結果の通知

提出いただいた申請書は、受付後精査し、最終、審査会において承認を受け交付決定を通知します。

〈評価基準〉

①企業レベルで見込める効果（生産性の向上、社員の定着率アップ・離職率の低下、企業の魅力向上（採用力の強化）、イノベーション創出など）

②地域・社会への波及効果（地域・社会への波及効果、若者や女性・高齢者など多様な人材の活躍促進、地域離れ（人材流出）の抑制など）

※ 交付申請書の実施計画書（事業の概要）において、上記の評価基準を考慮して、事業の内容や事業の効果をご記載ください。

※ 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※ 助成金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合でも希望された金額の全てに応じられない場合や3分の2未満の助成率となる場合があります。

8 申請手続き

(1) 受付開始及び締切

○公募要領公開：2025年 5月 7日（水）

○申請受付開始：2025年 5月 7日（水）

○申請受付締切：2025年 6月13日（金）17:00

(2) 申請手続きの基本的な流れ

申請に必要な書類を担当者へメール morimoto@kameokacci.or.jp

必要書類は、亀岡商工会議所のホームページに掲載しております。

(3) 提出書類

○印の書類を提出してください。申請時に全ての必要書類が整っていることを確認してください。

(★) の書類については、必ずメールにて提出ください。

(★) 以外の書類については、PDF 等でメールに添付いただくか、商工会議所窓口へご提出ください。

書類名	法 人	個人事業者
交付申請書 (★) (第1号様式から第3号様式)	○	○
事前着手届 (★) ※ 交付決定前に事業着手される場合は、事前着手届も提出してください	○	○
最近1期分の決算書 (貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書) の写し	○	○
最近1期分の確定申告書の写し (青色申告決算書、又は収支内訳書も含む)	○	○
決算期を迎えていない場合は開業届の写し	○	○

市税完納証明書 (申請日から3カ月以内に発行されたもの)	○	○
その他申請事業に関する資料	○	○

※「市税完納証明書」の交付については、亀岡市役所 税務課（0771-25-5014、12番窓口）にお問い合わせください。

※ マイナンバー（12桁の個人番号）の提供は不要のため、提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。

9 補助事業実施期間等

補助事業実施期間	実績報告書提出期限
交付決定日～2026年3月10日（火）まで	2026年3月10日（火） 17:00 (商工会議所必着)

※上記実施期間の途中で、補助事業が終了（補助対象経費の支払いまで含みます）したときは、その日から起算して14日を経過した日、または上記「実績報告書提出期限」のいずれか早い日までに実施事業内容および経費内容を取りまとめ、提出しなければなりません。

10 助成金の支払いについて

実績報告書の提出があった場合は、事業完了検査を行い、検査に合格したものについて助成金をお支払いします。

助成金の支払いは精算払いとします。

11 助成事業内容の発表等について

助成金の交付決定を受けた事業について、その概要を亀岡商工会議所、亀岡市役所のホームページ等で発表する場合があります。

助成金の交付決定を受けた事業について、事業の進行中、事業の完了後の経過を聴取させていただくことがあります。

12 問合せ先

亀岡商工会議所

〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1番地の1

電話番号 0771-22-0053 FAX 0771-25-1200

メールアドレス morimoto@kameokacci.or.jp

ホームページ <http://www.kameokacci.or.jp/>